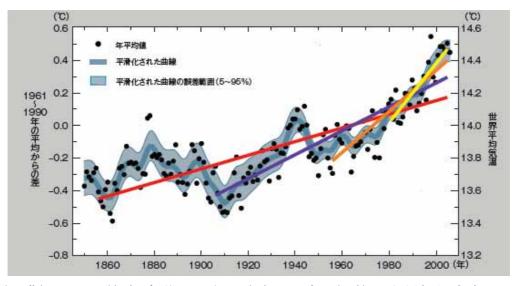
経済情報

地球温暖化対策基本法について

1. 地球温暖化対策基本法が成立へ

鳩山政権は、温暖化対策の基本方針となる「地球温暖化対策基本法」を 12 日閣議決定し、今国会に提出した。

(図1) 世界平均気温の上昇



(出典) IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第4次評価報告書:2007年

この法律の概要として、目標は①中期目標(2020年までに25%削減)は全主要国が参加する公平かつ実行性ある枠組みなどが合意された時点で設定、②中期目標設定までは長期目標(50年までに80%削減)達成に向け取組、③太陽光発電など再生可能エネルギーの供給量を全供給量の10%まで引上、となっている。

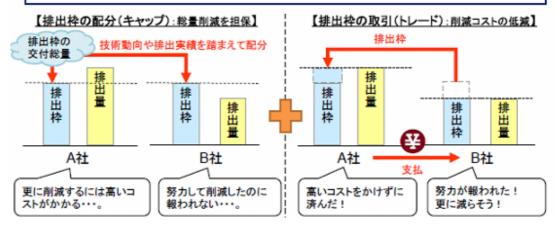
その基本施策として、①国内排出量取引¹制度の創設(1年以内に成案)、②地球温暖化対策税の実施に向けた検討(11年度)、③再生可能エネルギーを電力会社が一定価格で買い取る全量固定価格買取制度の創出、④原子力にかかる施策は推進、となっている。

排出量取引制度は、企業の排出量に排出枠(キャップ)を設定し、余った分を売買(トレード)するという「キャップ・アンド・トレード方式」(図2ご参照)で、全体としての目標達成のコストを極小化する仕組み。

鳩山政権においては地球温暖化問題に関する閣僚委員会の下に、国内排出量取引プロジェクト・チームが 2009 年 11 月に設置され「キャップ・アンド・トレード方式」による国内排出量取引制度の制度設計について検討を進めていた。

(図2) キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引の仕組み

- ■排出量にキャップを設定することで総量管理を担保する。
 - ・政府が排出枠(温室効果ガス排出総量の上限:キャップ)の交付総量を設定し、個々の企業に排出枠を設定する 義務的な制度。温室効果ガス削減に関する中長期目標の確実な達成に資する。
 - ・排出削減技術への需要が喚起され、技術革新が促される。
- ■炭素への価格付けを通じて経済効率的に排出削減を促進する。
 - ・企業の限界削減コストが均等化され、効率的な削減技術を持った企業が優位に立つ。
 - ・温室効果ガスの排出がコストとして認識され、削減対策を経済活動の一部として織り込んだ経営判断が可能となる。
- ■排出枠の取引を認め、柔軟性ある目標達成を可能とする。
 - ・排出枠で経済活動が統制されるものではなく、目標達成の手段や対策技術を企業自らが柔軟に選択。
 - ・景気動向等に応じた活動量の変化にも対応しやすく、成長産業についても過去の実績に縛られない発展を確保。



(出典) 環境省ホームページ

今回、排出枠を決める方式は①「総量規制方式」を基本としながら、②「原 単位方式」も併記している。

¹一般的に用語として「排出量取引」と「排出権取引」が使用されているが、ここでは同義語として取扱う。

総量規制方式とは、企業が排出する CO2 の絶対量を減らすもの。先行して排出量取引を導入した EU(欧州連合)はこの方式を採用している。原単位目標は、生産量あたりの CO2 排出量を顧慮して排出枠を設定する仕組み。生産単位あたりの排出量を抑制していくなど効率を上げれば、生産量自体の調整の必要はなくなる。省エネ効率の高い産業構造を有しているわが国産業界の主張を受けて、経済産業省などが支持している。この点は閣僚内でも意見が分かれており、一年程度の時間をかけて法整備がなされる模様である。

また、インフラ面でも、東京証券取引所と東京工業品取引所は「排出量取引所」の準備会社を4月に設立するとし、500万円ずつの出資とした。排出量取引所の具体的な開始時期は未定であるとしている。

2. 試行中の排出量取引の国内統合市場

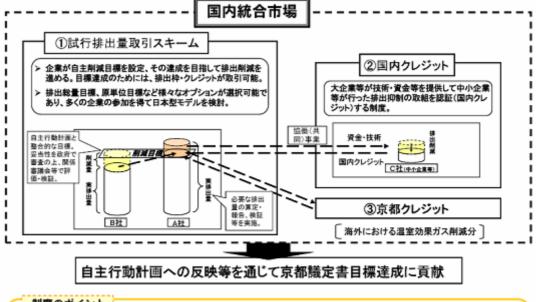
日本には既に排出量取引制度がある。2005年から開始している環境省の「自主参加型国内排出量取引制度」と経済産業省の「国内クレジット制度」があり、さらにそれを統合した2008年10月から「国内統合市場」が試行されている。

当局による排出量取引の国内統合市場の試行的実施は「CO2 の排出削減には、CO2 に取引価格をつけ、市場メカニズムを活用し、技術開発や削減努力を誘導する方法を活用する」との観点に立ち「低炭素社会づくり行動計画」に基づいて開始した。

この試行実施には、図3にある様に、①「自主参加型国内排出量取引制度」をベースとした目標達成を行う仕組みである「試行排出量取引スキーム」と、③自主行動計画に参加していない中小企業が大企業と削減活動をするなどして創出される「国内クレジット」、および③京都議定書をベースとした「京都クレジット」といったクレジットの創出と取引、からなっている。

基本的にはこの試行されている国内統合市場を発展させていく形で、排出量 取引制度の具体的な姿が検討されることが予想される。

(図3) 排出権取引の国内統合市場の試行的実施



制度のポイント

- 大企業、中小企業問わず、あらゆる業種の企業等様々な主体が、実効性のある排出削減を行うための様々なメニューを用意。
- 国内統合市場として、様々な排出枠・クレジットが目標達成のために活用可能とする。
- 来年初頭(1~3月)及び2009年秋頃にフォローアップを行う。

(出典)環境省ホームページ

3. 導入される東京都の排出量取引制度

東京都では、地球温暖化の影響に加え、都市の温暖化(ヒートアイランド現象)の進行により、環境の危機的な状況が集約的かつ象徴的に現れているということで 2002 年から「地球温暖化阻止!東京作戦」と銘打ち、政府に先んじる形で対策を始めている。その一環として、この4月から東京都独自の「総量削減義務」と「排出量取引制度」が導入される。

対象は都内の大規模なビルや工場で、原油換算で年1500キロリットル以上のエネルギーを消費する建物で、約1400カ所が対象となる。

計画期間として 2010 年から 14 年度までの 5 年間で、オフィスビルならば基準排出量の 8%、工場ならば 6%減らさなければならない。基準排出量とは、02 年度から 07 年度の連続する 3 年間平均で、事業所が特定の 3 年を選ぶことができる。

削減義務の履行手段として、「自らでの削減」と、「排出権取引(他社からの削減枠の取得)」が提示されている。自らの削減では、高効率なエネルギー消費施設や機器への更新が上げられている。排出量取引で扱われるのは、①超

過削減量:ほかの対象事業所が義務量を超えて削減した量、②中小クレジット:都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量、③都外クレジット:都外の事業所における削減量(一定の制限付)、④再エネクレジット: グリーン電力証券など再生可能エネルギー、とされているが、まだ検討中の部分も多い。

各事業所は定められた削減義務量に達しない場合には、超過した事業所から購入し、穴埋めをしなければならない。それが排出量取引である。さらに達成できない事業所は、最大50万円の罰金が科され、未達の排出量を都が購入し、その代金も請求される。自社の取り組みだけでは達成が難しい事業所が多くなるとみられ、その場合、制度にもよるが、排出量の価格が上昇する可能性もある。

また首都圏の1都3県と4政令指定都市では「首都圏広域連合(仮称)」を 設置し共同で検討を進める方針だ。同様の制度は、埼玉県でも2011年4月から 導入される見込みである。これ以降、首都圏全体に拡大していく。

図4は諸外国の排出量取引の検討・実施状況であるが、世界の中でも排出量 取引の導入が始まっている。

(図4) 諸外国の排出量取引に関する検討・実施状況

- EUでは、2005年から既に排出量取引制度が導入。
- ニュージーランドでは、森林部門について2008年から排出量取引制度を導入。
- 米国、カナダ、豪州、韓国でも排出量取引制度の導入について検討中。
- 2007年10月、EU主要国、米及びカナダの数州、ニュージーランド等は国際炭素行動パートナーシップ(ICAP[アイキャップ])を創設。各国各地域の制度を国際的にリンクするためのルール作りを開始。
- 2009年1月、欧州委員会は、2015年までにOECDワイドの国際炭素市場を立ち上げることを提唱し、米国とのリンクに関するワーキンググループの設置を指向。



※キャップ・アン・ドトレード方式が世界の潮流。(EU、米国(RGGIを含む)、オーストラリア、ニュージーランド、東京都)[米国連邦政府及び韓国を除き全てICAPに参加]

(出典) 環境省ホームページ

「東京都排出量取引」の導入は、排出量取引の実効性を見極める重要な位置付けになると思われる。

(H22.3.15 宿輪純一 junichi shukuwa@mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

発行:株式会社 三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

